

資料提供

令和8年2月4日(水)
照会先:保健医療部生活衛生課食の安全対策室
担当者:室長補佐 濵澤 弥生
連絡先:029-301-3424

営業禁止処分の解除について

令和8年1月17日(土)に資料提供しました下記の食中毒事件について、当該施設における食品衛生上の危害の除去及び再発防止対策が講じられたため、中央保健所長は、本日をもって営業禁止処分を解除いたしました。

施設名	魚鈴	
施設所在地	笠間市鯉淵 6526-176	
営業者等氏名	鈴木 圭太	
業種	飲食店営業	
病因物質	ノロウイルスGⅡ	
原因食品	1月11日(日)に調理、提供した仕出し弁当、 1月11日(日)及び12日(月)に調理、提供した食事	
患者数(摂食者数)	35名(36名)	
行政処分等を行った理由	食中毒の発生	
適用条項	食品衛生法第6条第3号違反	
行政処分等内容	食品衛生法に基づく営業の禁止処分	
措置日	処分	令和8年1月17日(土)
	処分解除	令和8年2月4日(水)